

教育

夜間中学校で勉強しませんか

- ①令和7年度入学の受け付けは4月30日(水)までです。学校の休業日(土・日曜日・祝日)は除きます。
- ②「あいうえお」から勉強できます。
- ③令和7年4月1日現在で、中学校を卒業していない、又は実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した15歳以上の方が入学できます。
- ④授業料はなりません。
- ⑤大阪府に住んでいる方が、入学できます。
- ⑥外国籍の方も入学できます。



問合せ 学校教育課学校教育担当
(6階@番窓口) ☎939・1402

各種情報

マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 2月15日(土) 9時～12時
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)
- ・本人確認書類



※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

【電子証明書の更新に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
 - ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」
- ◇予約はできません。

問合せ 市民課マイナンバー担当 ☎939・1357

福祉

重度の障害がある方へ

日常生活で特別な介護が必要な方は手当が申請できます。

【特別障害者手当】

支給額 月2万8,840円

- 対象 下記に該当し、在宅の20歳以上の方(本人・家族の所得制限あり)
- ・重度の障害が2つ以上ある(身体障害者手帳1・2級程度(各部位別)、最重度の知的障害又は精神障害)
 - ・重度の障害が1つあり他の障害(身体障害・重度の知的障害又は精神障害)が2つ以上ある
 - ・上記以外でそれらと同程度と認められる方

※施設に入所している方や病院に3か月を超えて入院している方は該当しません。受給中の方が、施設に入所したり、3か月を超えて入院したりする場合は手続きが必要です。必ずご連絡ください。

【障害児福祉手当】

支給額 月1万5,690円

- 対象 身体障害者手帳1・2級程度(各部位別)、最重度の知的障害又は精神障害、またそれらと同程度と認められる在宅の20歳未満の方(本人・家族の所得制限あり)

※施設に入所している方は該当しません。受給中の方が、施設に入所する場合は手続きが必要です。

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 福祉総務課障害者福祉担当(1階@番窓口) ☎939・1106

税

納付忘れはありませんか

軽自動車税(種別割)、市・府民税、固定資産税・都市計画税を、納付していない方は至急納付してください。納付できない事情がある方はご相談ください。

問合せ 税務課納税担当(2階@番窓口) ☎939・1066

環境・安全

2月は生活排水対策推進&大和川流域水質改善強化月間

大和川の水の汚れの原因は、約7割がトイレや台所、風呂、洗濯などの生活排水によるものです。生活排水の影響は、河川流量が減少する冬に大きくなります。

汁物の残りや油は流しに流さない、食器の汚れはまず拭き取る、洗剤類は適量を使うなど、一人ひとりが毎日の生活の中で心がけましょう。

問合せ 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階@番窓口) ☎939・1074

浄化槽の適切な維持管理を

大阪府では、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、各家庭からの生活排水の適正処理を進めています。

浄化槽をご使用の方は、保守点検と清掃にあわせて、知事指定検査機関【(一社)大阪府環境水質指導協会 ☎072・257・3531】が実施する、浄化槽法に基づく定期検査を年1回、受ける必要があります。



問合せ 藤井寺保健所生活衛生室生課 ☎952・6165

Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。

日時 2月12日(水) 11時～
※気象状況などによって中止になる場合があります。

※2月は、毎月第4水曜日14時からの定期試験放送は行いません。

問合せ 危機管理室災害対策担当(4階@番窓口) ☎939・1190

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度又は職場の健康保険と介護保険の両方で自己負担のある世帯の方で、令和5年8月～令和6年7月に支払った自己負担額を合計し、次の基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請先 基準日(令和6年7月31日)に加入していた医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など)で行ってください。
※本市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入で、支給の対象となる方には、お知らせを郵送します。

70歳以上の方 (65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む)		基準額
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得 690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得 380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得 145万円以上)	67万円
一般		56万円
市町村民税非課税	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円※

※介護サービス利用者が複数の世帯の場合は、基準額の適用方法が異なります。

70歳未満の方		基準額
世帯員全員の合計所得額 ※所得：基礎控除後の「総所得金額等」	901万円超	212万円
	600万円超901万円以下	141万円
	210万円超600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
市町村民税非課税世帯		34万円

※対象期間中に転入した方や、ほかの医療保険から本市国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行した方は、お知らせが届かなくても支給される場合があります。なお、市で支給申請する前に以前加入していた医療保険での手続きが必要な場合があります。

問合せ 藤井寺市国民健康保険にご加入の方
保険年金課国民健康保険担当(1階@番窓口) ☎939・1177

後期高齢者医療制度にご加入の方
・保険年金課福祉医療担当(1階@番窓口) ☎939・1186
・大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎06・4790・2031

環境・安全

身近な川をもっと美しく 大和川・石川クリーン作戦

日時 3月2日(日) 10時～11時
場所 大和川・石川河川敷5会場
※雨天中止(小雨決行)。中止の場合は当日8時までに市ホームページでお知らせします。



- ※最寄りの会場でご参加ください。
- ※軍手・ごみ袋は、会場でお配りします。
- ※駐車場がないため、自動車でのご来場はご遠慮ください。

共催 国土交通省近畿地方整備局、大阪府、藤井寺市ほか流域市町村

問合せ 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階@番窓口) ☎939・1074



保険・年金

国民年金保険料の納付は口座振替がお得です

国民年金保険料を口座振替の「前納」や「早割」制度を利用して納付すると、保険料が割引されます。年金事務所又は口座振替を希望する金融機関で申し込みできます。

口座振替による前納を希望する場合、2年度分、1年度分及び6か月分上期(4月～9月分)は2月末日までに、6か月分下期(10月～翌年3月分)は8月末日までに申し込みが必要です。この期間に間に合わない場合、年度途中からの前納も可能です。また、クレジットカードでの納付もできます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 天王寺年金事務所 ☎06・6772・7531

年金事務所です約相談を実施

希望日の1か月前から前日まで電話で受け付けます。予約の際は、基礎年金番号が分かる年金手帳や年金証書などをご準備ください。

予約相談日時

- ・月曜日 9時～18時
- ・火～金曜日 9時～16時
- ・第2土曜日 10時～15時

※月曜日が祝日の場合、翌開所日は18時まで予約相談を実施

予約受付専用電話(ナビダイヤル) ☎0570・05・4890

※受付は月～金曜日(祝日除く)、8時30分～17時15分